

《デイサービスセンター サンローズ》

指定通所介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

* 前橋市指定 第 1070106404 号 *

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について.....	6
重要事項説明書附属文書.....	8

1. 事業者

法人名	一般社団法人 我人村
法人所在地	群馬県前橋市粕川町室沢 1380
電話番号	027-285-2711
代表者氏名	代表理事 稲葉 正章
設立年月	平成 22 年 9 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	デイサービスセンターサンローズ
開設年月	平成 28 年 2 月 1 日
事業所管理者	岡田 ちづる
事業所の所在地	群馬県前橋市粕川町室沢 1385
電話番号	027-289-6898
事業所の種類	指定通所介護事業所（2016年2月1日指定） 群馬県号第 1070106404 号 ※当事業所は有料老人ホームサンローズ、有料老人ホームシェアハウスサンローズ及びサービス付き高齢者向け住宅サンローズに併設されています。
事業所の目的	指定通所介護を行う者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。
当事業所の運営方針	<p>① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>② 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>③ 指定通所介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>④ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
利用定員	1 日利用定員 30 名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域は、前橋市/桐生市/伊勢崎市/みどり市/太田市の区域とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 9時10分～16時20分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護（以下「指定通所介護サービス」という。）提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算
管理者	1名
生活相談員	1名以上
看護職員兼務機能訓練指導員	1名以上
介護職員	4名以上

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
介護職員	勤務時間 8:30～17:30
看護職員	勤務時間 8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合
② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

入 浴	入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	ご契約者の排泄の介助を行います。
送迎サービス	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

【基本報酬（利用時間 7 時間以上 8 時間未満／1 割負担）の場合】令和 6 年 4 月施行

要介護度	介護報酬単位	入浴介助加算 (I)	1 日利用合計	食事代
要介護 1	658 単位	40 単位	698 単位	500 円
要介護 2	777 単位	40 単位	817 単位	500 円
要介護 3	900 単位	40 単位	940 単位	500 円
要介護 4	1,023 単位	40 単位	1,063 単位	500 円
要介護 5	1,148 単位	40 単位	1,188 単位	500 円

【加算及び減算】

加算内容	介護報酬 単位	備考
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位	1 回利用ごとに
入浴介助加算 (I)	40 単位	1 回利用ごとに
通所介護処遇改善加算 (II)	9.0%	ひと月の合計単位数に乗ずる

◇介護職員等処遇改善加算は、これを除く加減算後の総報酬単位数に加算率を乗じる

◇実際の負担額は地域区分単価（1 単位あたり 10.14 円）を乗じた料金となります。また、介護保険負担割合により料金が異なります。

※ご契約者がまだ指定要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、「居宅サービス計画（ケアプラン）」又は「介護サービス計画」（以下「居宅サービス計画」という。）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

また、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

＜サービスの概要と利用料金＞

食材料費	食事の材料の提供 ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。
日常生活上必要となる 諸費用実費	日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
理美容代 -利用料金-	理容師/美容師の出張による理容/美容サービスをご利用いただけます。 出張依頼先：Morpho Hair Product 群馬県高崎市下小鳥町 699-1 TEL：027-386-8898 要した費用の実費 カット ￥2,000 坊主 ￥1,000 カラー 白髪染め ￥2,500 パーマ ￥3,000～ (部分パーマ/全体パーマで料金変動あり)

上記サービスは、ご利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

事業者は、前記(1)、(2)の料金・費用について、毎月末締めにて請求書を発行します。契約者は翌月20日までにお支払い下さい。尚理美容代につきましては、実施日に出張理美容サービス担当者へ支払うため、事前に集金をさせていただきます。

① 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- ※ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ※ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎一般社団法人 我人村 デイサービスセンターサンローズ

苦情受付窓口	
住 所	群馬県前橋市粕川町室沢 1385
電 話	027-289-6898（直通）
担 当	管理者
受 付	月曜日～土曜日 8：30～17：30 苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

◎群馬県社会福祉協議会・福祉サービス運営適正化委員会

苦情受付窓口	
住 所	群馬県前橋市新前橋町 13-12
電 話	027-255-6669
受 付	月曜日～金曜日 9：00～17：00

◎群馬県国民健康保険団体連合会

苦情受付窓口	
住 所	群馬県前橋元総社町 335-8
電 話	027-290-1323
受 付	月曜日～金曜日 9：00～17：00

◎群馬県前橋市介護保険課

苦情受付窓口	
住 所	群馬県前橋市大手町 2-12-1
電 話	027-224-1111
受 付	月曜日～金曜日 8：30～17：15

7. 第三者評価の有無

実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	2. なし		

令和_____年_____月_____日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 前橋市粕川町室沢 1385
 デイサービスセンターサンローズ ⑩
 管理者 岡田 ちづる

 説明者 岡田 ちづる ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利用者氏名 _____ ⑩

利用者住所 _____

代理人氏名 _____ ⑩ (続柄) _____

代理人住所 _____

緊急連絡先 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 112.62 m²
- (3) 事業所の周辺環境

周辺は平地であり、緑豊かな静かな環境で日当たりも良好です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

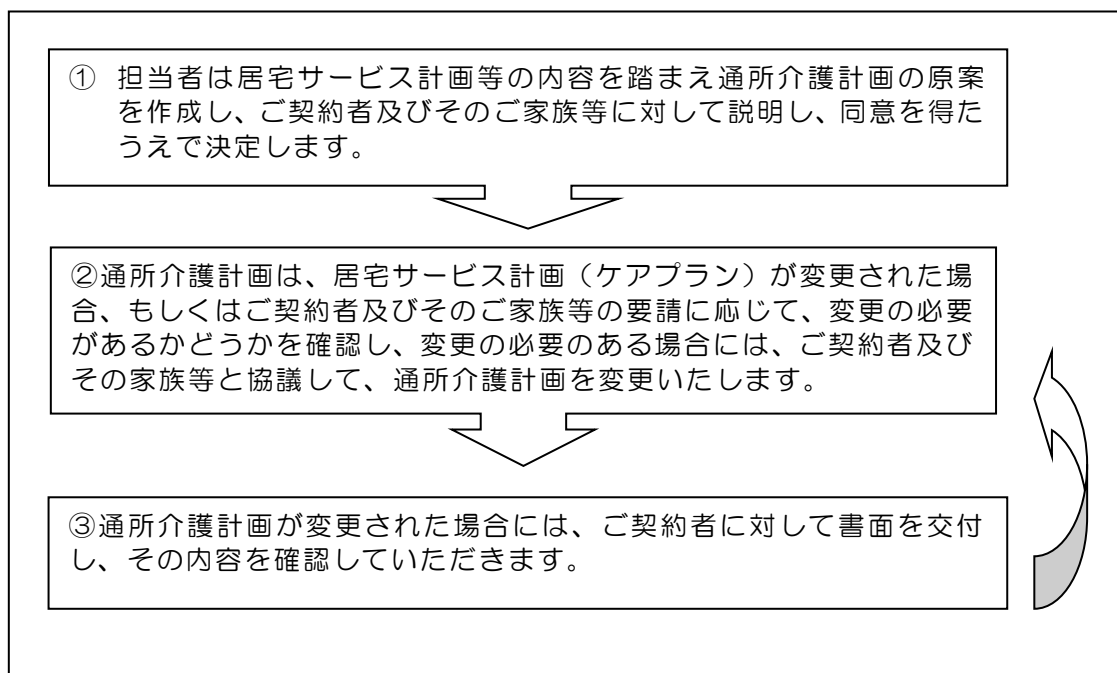
介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

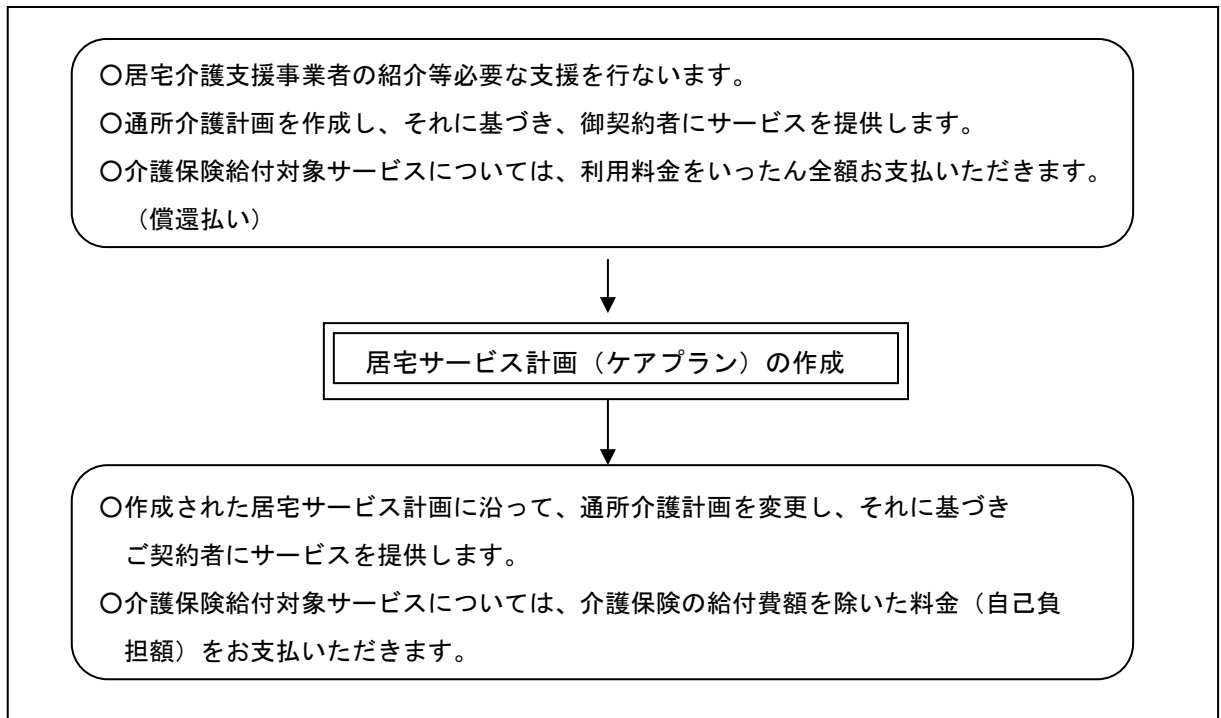
看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

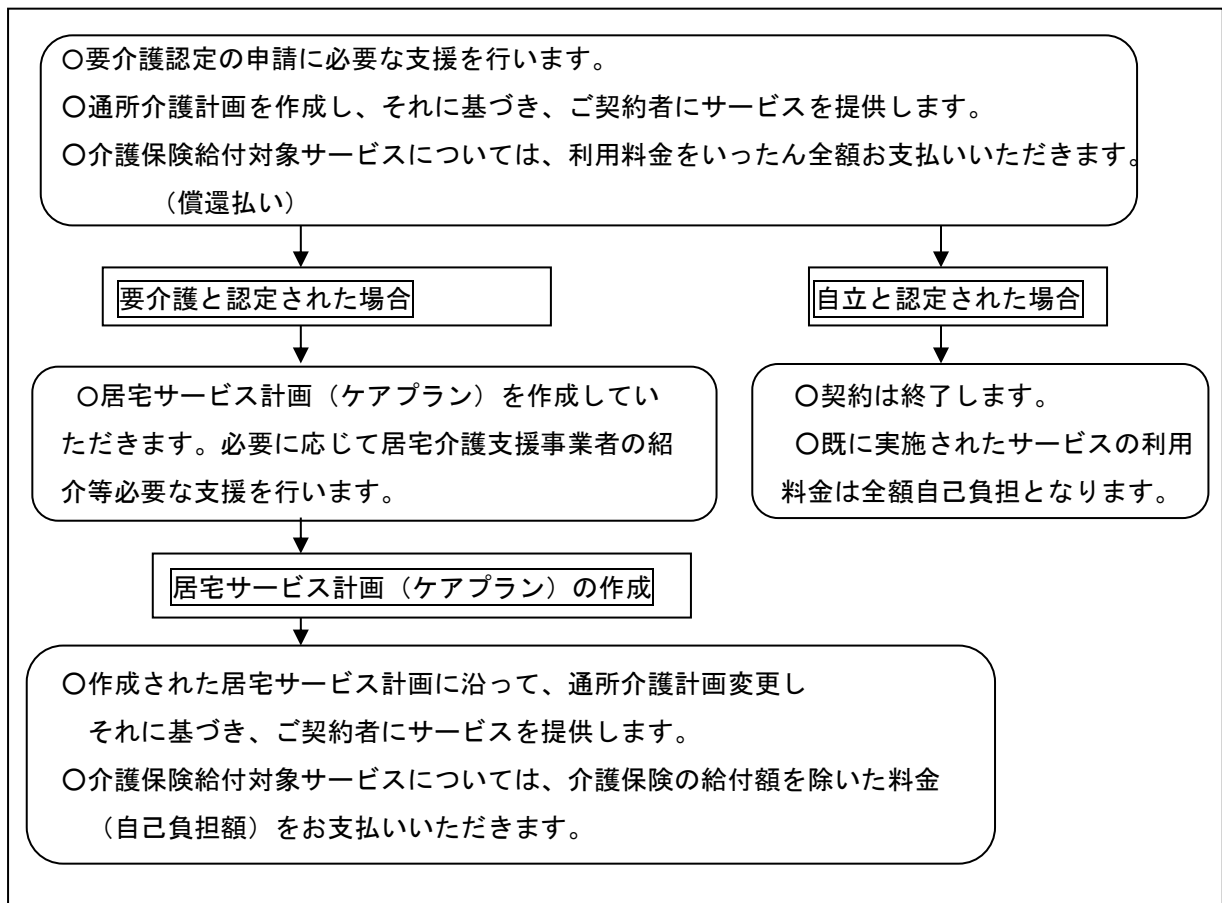
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」（以下「通所介護計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

敷地・事業所内の禁煙です。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第15条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の5日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 御契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。